

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第126号）（学校歴史博物館事業課）

京都市学校歴史博物館において、特別の展示に係る観覧料を徴収することとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第126号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例

京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、教育委員会が特別の展示をしたときは、その期間に限り、前2項の観覧料のほか、別表に掲げる額の範囲内で、その都度市長が定める観覧料を徴収することができる。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(学校歴史博物館事業課)